

- (2) 簡易内管工事の施行に必要な設備及び機器材を有していること。
- (3) 本市の区域又は当該区域での簡易内管工事の施行及び緊急時の対応に支障を来さない地域に営業所を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ ガス事業法（昭和29年法律第51号）に違反して、又はガスの供給若しくはガス工作物に支障を与えたことにより、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第11条第3項の規定により登録を取り消され（経営者（法人にあつては、代表者。以下同じ。）が他の簡易内管施工登録店において経営者の地位にあつた場合において、当該簡易内管施工登録店が登録を取り消された場合を含む。）、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 精神の機能の障害により簡易内管工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 市町村税に滞納がある者
 - キ 法人であつて、その代表者がア、イ、エ又はオのいずれかに該当する者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。